

## よくあるご質問について

こちらでは、官民連携地域金融力促進事業に関して、よくお問い合わせ頂くご質問に対する回答を紹介しております。

**※本資料は、必要に応じて随時更新予定です。適時適切にご確認ください。**

## ① 類型A・類型Bの考え方について

Q 1	<p>類型における「官民連携の実績」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。また、「官民連携の実績」は、地域金融機関等の実績を指すのでしょうか。それとも、コンソーシアムに参画する地方公共団体の実績も含むのでしょうか。</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>類型A（連携モデル構築）</th> <th>類型B（連携モデル実践）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>官民連携の実績は無いが、基本構想等の策定を通じて新たに官民連携の取組を進めたいコンソーシアム</td> <td>一定の官民連携の実績を有し、さらなる地域価値最大化・資金循環拡大に取り組むコンソーシアム</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>採択予定件数</td> <td>4件程度</td> <td>1件程度</td> </tr> </tbody> </table>		類型A（連携モデル構築）	類型B（連携モデル実践）	対象	官民連携の実績は無いが、基本構想等の策定を通じて新たに官民連携の取組を進めたいコンソーシアム	一定の官民連携の実績を有し、さらなる地域価値最大化・資金循環拡大に取り組むコンソーシアム	補助上限額	500万円	1,000万円	採択予定件数	4件程度	1件程度
		類型A（連携モデル構築）	類型B（連携モデル実践）											
	対象	官民連携の実績は無いが、基本構想等の策定を通じて新たに官民連携の取組を進めたいコンソーシアム	一定の官民連携の実績を有し、さらなる地域価値最大化・資金循環拡大に取り組むコンソーシアム											
	補助上限額	500万円	1,000万円											
採択予定件数	4件程度	1件程度												
	<p>（公募要領 p.7 「Ⅲ-1. 補助金の概要」より）</p>													
A 1	<p>類型判断に係る実績については、公有不動産・遊休資産の活用を通じた地域課題の解決に向けた取組や実績（例：公有不動産・遊休資産に係る地域プラットフォームの運営や基本構想の策定等）を想定しており、それ以外は含まれません。</p> <p>なお、当該実績の有無については、地域金融機関等および地方公共団体の状況を踏まえ、コンソーシアムとして総合的に判断いたします。</p> <p>応募にあたっては、各類型の趣旨や地域金融機関等や地方公共団体が有する公有不動産・遊休資産に係る実績を確認の上、適切な類型を選択してください。</p>													

② 対象事業の範囲について

Q 2	基本構想の検討において、民間が所有する不動産を含めることは可能ですか。
A 2	<p>本事業の補助対象は、公募要領に記載のとおり、「地方公共団体の保有する公有不動産・遊休資産」の基本構想等の策定に向けて要する経費です。ただし、公有不動産・遊休資産を起点とし、地域価値の最大化を行う目的で、周辺の民間不動産等も含めた一体的なエリアの基本構想等を策定することを妨げるものではございません。</p> <p>なお、民間不動産の利活用を主目的とする取組は、本事業の対象外となります。</p>

③ コンソーシアム（申請主体・実施主体）について

Q 3	複数の事業者が申請主体となって共同で申請することは可能ですか。
A 3	<p>複数の事業者による共同での申請も可能ですが、共同申請の相手方としては、地域金融機関等と一体的に事業を実施する関係にある者を想定しており、例えば地域金融機関等の子会社等のグループ企業がこれに該当します。そのような関係にない企業を共同申請者とすることはできません。</p> <p>また、共同申請を行う場合はいずれの団体・事業者についても申請主体に関する要件①～⑫を満たしていることが必要です。</p> <p>応募にあたっては、共同申請者が申請主体要件を満たしていることに加え、申請主体とそれ以外の関係者の役割分担が分かるよう整理してください。</p>

Q 4	提案書において、外部の協力者・有識者等について記載することは可能ですか。
A 4	<p>コンソーシアム外の協力先・有識者等として提案書等に掲載いただくことは可能です。その場合、要件（Q3参照）は適用されません。</p> <p>また、その場合も有識者等への「謝金」として申請主体が支出する経費等、一部の経費については、補助対象となり得ます。</p> <p>なお、提案書におきましては、コンソーシアムに参画する実施主体、申請主体はどこで、どこが協力先等であるかという点と、各主体・団体の役割分担（どの取組、対応をどの主体、もしくは協力先が実施するか）をできる限り明確に区別いただくようご留意ください。</p>

Q 5	複数の地方公共団体が実施主体として参画して応募する場合において、地方公共団体の人口要件はどのように取り扱われますか。
A 5	<p>複数の地方公共団体が実施主体として参画して応募する場合は、実施主体に含まれる地方公共団体のうち、少なくとも1団体が人口20万人未満であることが必要です。なお、人口20万人未満の団体が1つでも含まれていれば、他の地方公共団体に人口20万人以上の団体が含まれていても差し支えありません。</p> <p>一方で、実施主体に参画する全ての地方公共団体が人口20万人以上である場合は補助対象外となります。</p>

Q 6	同一の申請主体が複数応募することは可能でしょうか。
A 6	<p>本事業は、実施主体と申請主体から成るコンソーシアム単位で応募を受け付け、審査を行います。したがって、コンソーシアムに参画する実施主体が応募ごとに異なる場合、同じ申請主体（地域金融機関等）であっても応募可能です。ただし、完全に同一の地域金融機関等や地方公共団体により構成されるコンソーシアムによる複数の応募は受け付けないものとします。</p>

Q 7	応募にあたって、申請主体と地方公共団体との間で取り交わした協定書や合意書を提出する必要はありますか。
A 7	<p>公募要領 p.9 にある通り、応募にあたっては、コンソーシアムを構成する地方公共団体との連名による申請とし、応募書類において地方公共団体の参画の意思が確認できるようにしていただく必要はありますが、別途、協定書や合意書等を提出いただく必要はございません。</p>

④ 最終成果物について

Q 8	本事業の最終成果物として、どのようなものを全国事務局に提出する必要がありますか。
A 8	本事業は、基本構想の策定に係る一連の検討プロセスを経験する中で、最終的に基本構想をとりまとめるノウハウを身に付けていただくことを趣旨としております。そのため、基本構想又は基本構想の草案、基本構想の要素（現状・主要制約条件、事業目的・将来像、事業手法・ロードマップ等）を含む報告書等として取りまとめていただくことを想定しております。
Q 9	調査・検討を進めた結果、当初想定していた案件の成立が困難であると判断された場合でも、補助対象となりますか。また、その場合の最終成果物はどのようなものを提出するべきでしょうか。
A 9	当初想定していた案件について事業の成立が困難であるとの判断に至った場合であっても、直ちに補助対象外となるものではありません。検討を踏まえて把握された事業成立に向けてクリアすべき条件や制約を整理した上で、当該条件、制約がクリアできた場合として想定される基本構想の要素（Q 8 参照）を備えた成果物として取りまとめたいただける場合には、補助対象となり得ます。

以上